

わかる！社労士 & トミーの社労士合格ゼミ

2023年度版 法改正情報 (2023年6月18日掲載版)

わかる！社労士シリーズ&トミーの社労士合格ゼミをご利用いただきましてありがとうございます。このPDFファイルに掲載した法改正情報は、2023年度版のわかる！社労士テキスト&問題集及びトミーの社労士合格ゼミPDFテキストの編集後に発生した法改正に関する情報です。

【トミーの社労士合格ゼミ 法改正講座の受講生の皆様へ】

このファイルに掲載した事項は、すべて法改正講座で使用したPDFテキストに掲載してある事項です。

【トミーの社労士合格ゼミ 合格講座の受講生の皆様へ】

先にお送りした「トミーの社労士合格ゼミPDFテキスト Update版」は、テキストに掲載した事項に係る法改正等を反映したものになります。

※テキストの訂正箇所の情報につきましては、訂正情報ファイルに掲載しておりますので、どうぞそちらをご覧ください。

はじめに/表記について

この PDF ファイル中では、下記の表記を行っています。

【テ】： うかる！社労士 テキスト&問題集 2023 年度版 を表しています。

【ゼ】： トミーの社労士合格ゼミ PDF テキスト 2023 を表しています。

労働基準法

1. 資金移動業者の口座への賃金支払い

【改正の概要】

一般に「〇〇ペイ」というような事業を行う者（資金移動業者といいます）の口座への賃金支払いが出来るようになりました。令和5年4月1日から施行されます。

該当箇所 【テ】関連：P60 通貨払の例外 ③（a）

【ゼ】関連：Vol.1 P81 通貨払の例外 ③（a）

改正内容

通貨払の例外③（a）に、「**指定資金移動業者の口座への支払い**」を追加しました。使用者は、**労働者の同意**を得た場合には、所定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（指定資金移動業者）の口座への資金移動により、賃金の支払いをすることができます。

具体的な改正としては、以下の規定中の②の規定が追加されました（①は、元々テキストに掲載してある方法です）。

改正後(③を追加)

使用者は、**労働者の同意**を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。ただし、②に掲げる方法による場合には、労働者が①に掲げる方法による賃金の支払を選択することができるようにするとともに、労働者に対し、②イからへまでに掲げる要件に関する事項について説明した上で、労働者の同意を得なければならない。

① 労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する本人名義の預金、貯金への振込み、金融商品取引業者に対する労働者の預り金への払込み

② **厚生労働大臣の指定**を受けた**指定資金移動業者**のうち労働者が指定するものの口座への資金移動

イ 口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が100万円を超えることがないようにするための措置又は当該額が100万円を超えた場合に当該額を速やかに100万円以下とするための措置を講じていること。

⇒口座には100万円までしか入れておくことが出来ません。

ロ 破産手続開始の申立てを行ったときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となったときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること。

ハ 口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となったことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。

ニ 口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は、労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていること。

⇒取引が無くなってから、少なくとも10年間は口座を存続させておかなければなりません。

ホ 口座への資金移動が1円単位でできるための措置を講じていること。

ヘ 口座への資金移動に係る額の受取について、現金自動支払機を利用する

方法その他の通貨による受取ができる方法により1円単位で当該受取ができるための措置及び少なくとも毎月1回は当該方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置を講じていること。

ト 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

特記事項

1. 厚生労働大臣は、賃金の支払に関する業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定資金移動業者に対し、賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況に関し報告を求め、又は必要な措置を求めることができます。
2. 労働者への説明については、使用者から指定資金移動業者に委託することも認められるものの、労働者の同意については、使用者が得る必要があります。
3. 労働者の「同意」は、書面又は電磁的記録によることとされています。

労働安全衛生法

1. リスクアセスメントの記録等

【改正の概要】

事業場における化学物質管理の実施状況について事後に検証できるようにするため、従前より規定されていたリスクアセスメントの結果等の労働者への周知に加え、リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存を新たに義務づける等、化学物質の管理を強化しました。

該当箇所 【テ】 関連：P176

【ゼ】 関連：Vol.1 P275

改正内容

規定
1 事業者は、リスクアセスメントを行ったときは、所定の事項について、記録を作成し、次にリスクアセスメントを行うまでの期間（リスクアセスメントを行った日から起算して3年以内に当該リスクアセスメント対象物についてリスクアセスメントを行ったときは、3年間）保存するとともに、当該事項を、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければなりません。 2 事業者は、次に掲げる事項（③については、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限ります）について、1年を超えない期間ごとに1回、定期に、記録を作成し、当該記録を3年間（②（リスクアセスメント対象物のがん原性物質である場合に限ります）及び③については、30年間）保存するとともに、①及び④の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければなりません。 ① リスクアセスメントの結果等に基づく、労働者の健康障害防止のための代替物の使用等の措置の状況 ② リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況 ③ 労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要 ④ 関係労働者の意見聴取の規定による関係労働者の意見の聴取状況

労働者災害補償保険法

1. 職業性疾病の見直し

【改正の概要】

職業性疾病のうち、「長期間にわたる長時間の業務～疾病」の内容（対象疾病）が見直されました。

該当箇所 【テ】 関連：P216 上から3行目

【ゼ】 関連：Vol.2 P31 囲み内の⑧

改正内容

改正前	改正後
長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。） <u>若しくは解離性大動脈瘤</u> 又はこれらの疾病に付随する疾病	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）、 <u>重篤な心不全若しくは大動脈解離</u> 又はこれらの疾病に付随する疾病

2. 口座登録法に係る改正

【改正の概要】

口座登録法の施行に伴い、関連事項が改正されています。

該当箇所 【テ】 なし

【ゼ】 なし

改正内容**1. 口座登録法による新たな規定(大枠)**

- ◆預貯金者は、内閣総理大臣に申請をして、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座の登録を受けることができる。
- ◆行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座(公金受取口座)情報の提供を求めることができる。

2. 労災保険給付の関する事務等への影響

口座登録法の施行に伴い、労災保険給付に関する事務においても、被災労働者等が公金受取口座を労災保険給付の受取口座として利用する旨の意思の確認などを行う必要があることから、労災保険給付の請求書等に記載する事項について所要の改正が行われました。

障害補償給付、遺族補償年金、傷病補償年金、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族年金、複数事業労働者傷病年金、障害給付、遺族年金又は傷病年金の請求、年金たる保険給付の払渡希望金融機関等の変更の届出等にあたって、請求書、届出等に記載する事項として、口座登録法の規定による登録に係る預金口座(公金受取口座)を利用する旨等を新たに追加しました。

※健康保険法の保険給付、船員保険法の保険給付、厚生年金保険法の保険給付、国民年金法の給付等についても、これに準じた改正が行われています。

徴収法**1. 雇用保険率****【改正の概要】**

令和5年度は、弾力条項を適用せず、一般の事業の保険料率は1.55%(15.5 / 1000) となりました。

該当箇所 【テ】 P428

【ゼ】 Vol.3 P38

改正内容

◆令和5年度の雇用保険率

次表のように、事業に応じて3段階に区分されています。

事業の種類	令和5年度
一般の事業	1,000 分の 15.5
農林水産の事業 清酒製造の事業	1,000 分の 17.5
建設の事業	1,000 分の 18.5

◆負担割合

二事業率(就職支援法事業以外の雇用保険二事業に係る率)は、事業主が負担します。残りは折半負担します。労使の負担率は次のとおりです。

事業の種類	令和5年度	
	事業主負担分 (二事業率)	被保険者 負担分
一般の事業	1,000 分の9.5 (1,000 分の 3.5)	1,000 分の 6
農林水産の事業 清酒製造の事業	1,000 分の10.5 (1,000 分の 3.5)	1,000 分の 7
建設の事業	1,000 分の11.5 (1,000 分の 4.5)	1,000 分の 7

POINT

【負担割合の計算例】

令和5年度の一般の事業の被保険者負担分は(1,000 分の 15.5 － 1,000 分の 3.5) × 2 分の 1 ＝ 1,000 分の6。

事業主負担分は1,000 分の6 ＋ 1,000 分の 3.5 ＝ 1,000 分の9.5。

2. 特例基準割合

【改正の概要】

令和5年中に適用される延滞金の割合の特例が示されています。健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法などでも同様です。

該当箇所 : 【テ】 P458 他 【ゼ】 Vol.3 P91 他

改正内容 :

令和5年における延滞税特例基準割合が1.4パーセントとされ、令和5年1月1日以降の延滞金の割合について、特例の規定が適用されることとなりました。

適用される特例の割合は下記のものになります。

延滞税特例基準割合に7.3%の割合を加算した率	8.7%
特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)	2.4%

労働一般

1. 障害者雇用促進法

【改正の概要】

事業主の責務の拡大、事業協同組合等の対象の拡大、障害者雇用調整金の額の見直しなどが行われました。

(1) 事業主の責務

該当箇所 【テ】 なし 【ゼ】 なし

改正内容

改正後
全て事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであって、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与え

るとともに適正な雇用管理並びに職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことによりその雇用の安定を図るように努めなければならない。

(2)事業協同組合等

該当箇所 【テ】 P509 【ゼ】 Vol.3 P152

改正内容

申請に基づき厚生労働大臣の認定を受けた場合に、その特定事業主が雇用する労働者をその特定組合等が雇用する労働者と、その特定事業主の事業所をその特定組合等の事業所とみなす特例の対象となる「事業協同組合等」に、有限責任事業組合契約に関する法律に規定する「有限責任事業組合」(特定有限責任事業組合)を追加しました。

(3)障害者雇用調整金の額

該当箇所 【テ】 P510 【ゼ】 Vol.3 P154

改正内容

障害者雇用調整金の額を、現行の 27,000 円から **29,000 円**に引き上げました。

(4)精神障害者の算定特例の延長

【改正の概要】

精神障害者である短時間労働者の実雇用率の算定に関して、令和4年度末まで、要件を満たした短時間労働者を1カウントとする特例措置を設けていました。この規定を当分の間、延長し、かつ、特段の要件を設けなくて適用することになりました。

該当箇所 【テ】 P509 側注 【ゼ】 Vol.3 P151

改正内容

改正後

法第43条第3項〔編注：対象障害者である短時間労働者に関する算定方法〕、第44条第3項及び第45条の2第4項の厚生労働省令で定める数は、当分の間、第6条の規定にかかわらず、法第37条第2項に規定する**精神障害者である短時間労働者については、1人とする。**

2. 社会保険労務士法

【改正の概要】

税理士法の改正に伴い、社会保険労務士の欠格事由に下記の事由が追加されました。

該当箇所 【テ】 P519 【ゼ】 Vol.3 P180

改正内容

【追加された欠格事由】

- ◆税理士法の、「懲戒処分を受けるべきであったことについての決定」の規定により、税理士に対する懲戒処分のうち「税理士業務の禁止」の処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から**3年**を経過しないもの

健康保険法

1. 共済組合に関する特例

【改正の概要】

従来、健康保険が適用されている国・地方公共団体等の短時間勤務職員等に対して、令和4年10月1日より国家公務員共済組合制度等の短期給付が適用されることとなり、所要の改正が行われました。

該当箇所 【テ】 P596 【ゼ】 Vol.4 P38

改正内容

(1) 共済組合に関する特例の規定の適用を受けなくなった場合の届出

被保険者が共済組合の組合員の資格を喪失したことにより、「共済組合に関する特例」の規定の適用を受けなくなったときは、適用事業所の事業主は、当該事実があった日から**5日以内**に、届書を日本年金機構又は健康保険組合に提出しなければならないことを新たに規定しました。

(2) 共済組合に関する特例の規定の適用を受けるに至った場合の届出

被保険者が共済組合の組合員の資格を取得したことにより、「共済組合に関する特例」の規定の適用を受けるに至ったときは、適用事業所の事業主は、当該事実があった日から**5日以内**に、届書を日本年金機構又は健康保険組合に提出しなければならないことを新たに規定しました。

(3) 被保険者証の返納

該当箇所 【テ】 P596 【ゼ】 Vol.4 P38

(2)の届出に際し、事業主は、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならないこととしました。

【返納事由】

改正後
① 被保険者が資格を喪失したとき
② 被保険者の保険者に変更があったとき
③ 被保険者の被扶養者が異動したとき
④ <u>(2)の届出を行うとき</u>

2. 出産育児一時金等の額の改正**【改正の概要】**

出産育児一時金、家族出産育児一時金の額が改正されました（令和5年2月1日公布、4月1日施行）。

該当箇所 【テ】 P640、641 【ゼ】 Vol.4 P125

改正内容

改正前	改正後
40万8,000円	48万8,000円

国民年金法

1. 保険料免除の申請

失業又は事業の休廃止(「失業等」といいます)を理由とする国民年金保険料免除等の申請については、離職票など失業等を確認することができる書類(「離職票等」といいます)の添付を申請の都度求めています。

これについて申請者の負担軽減を図る観点から、過去に同一の離職票等を添付し保険料免除等の申請(保険料全額免除、保険料一部免除、学生納付特例、納付猶予の申請)したことがある場合は、当該離職票等の添付を不要とするよう所要の改正を行いました。

2. 実際の年金額等

該当箇所 【テ】 P705、706 【ゼ】 Vol.4 P186 ～ P188

改正内容

(1) 実際の改定率

令和5年度における国民年金法第 27 条に規定する改定率は、昭和 31 年4月1日以前に生まれた者については **1.015** とし、同月2日以後に生まれた者については **1.018** とする。

年金額の改定は、毎年度、改定率を改定することにより行われます。

この改定率は、67 歳以下の者(新規裁定者:昭和 31 年4月2日以後に生まれた者)については、原則として名目手取り賃金変動率を基準として改定し、68 歳以上の者(既裁定者:昭和 31 年4月1日以前に生まれた者)については、物価変動率を基準として改定します。

名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回っているので、今年度は、この原則通り、新規裁定者の年金額は名目手取り賃金変動率を、既裁定者の年金額は物価変動率を用いて改定します。

また、今年度は、物価変動率及び名目手取り賃金変動率に対し、令和5年度のマクロ経済スライドによる調整と、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整が行われました。

(2)実際の年金額等

年金等の種類	法定額	令和5年度価額	
		新規裁定者	既裁定者
老齢基礎年金(満額)	780,900 円 × 改定率	795,000 円	792,600 円
障害基礎年金1級	780,900 円 × 改定率 × 125/100	993,750 円	990,750 円
障害基礎年金2級	780,900 円 × 改定率	795,000 円	792,600 円
加算額/第1子・第2子	224,700 円 × 改定率	228,700 円	
加算額/ 第3子以降	74,900 円 × 改定率	76,200 円	
遺族基礎年金(基本額)	780,900 円 × 改定率	795,000 円	792,600 円
振替加算	「224,700 円×改定率」 に生年月日に応じた一 定率を乗じて得た額	228,100 円～ 15,323 円	

厚生年金保険法

1. 従前額改定率

該当箇所 【テ】 P870 側注＊3

改正内容

令和5年度の従前額改定率は、昭和 13 年4月1日以前に生まれた者については「1.016」、昭和 13 年4月2日以後に生まれた者については「1.014」とされています。

2. 再評価率の改定

該当箇所 【テ】 P837 【ゼ】 Vol.5 P13

改正内容

再評価率の改定は、改定率の改定と同様に、新規裁定者は名目手取り賃金変動率、既裁定者は物価変動率を基準とするのを原則とします。

名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回っているため、この原則どおり、新規裁定者の年金額の改定は名目手取り賃金変動率を、既裁定者の年金額の改定は物価

変動率を用いることとなりました。

また、令和5年度のマクロ経済スライドによる調整と、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整も行われます。

3. 定額単価

該当箇所 【テ】P868、【ゼ】Vol.5 P74

改正内容

定額部分の計算に用いる定額単価は「1,628 円×改定率」とされていることから、令和5年度の定額単価は次の通りです。

新規裁定者:1,628 円 × 1.018 ≒ 1,657 円
既裁定者 :1,628 円 × 1.015 ≒ 1,652 円

4. 加給年金額等

該当箇所 【テ】P872、890 他 【ゼ】Vol.5 P81、82、113 他

改正内容

【加給年金額】

	法定額	令和5年度価額
配偶者	224,700 円 × 改定率	228,700 円
第1子・第2子	224,700 円 × 改定率	228,700 円
第3子以降	74,900 円 × 改定率	76,200 円

【特別加算額】

受給権者の生年月日	法定額	令和5年度価額
昭和9年4月2日 ～昭和 15 年4月1日	33,200 円×改定率	33,800 円
昭和15 年4月2日 ～昭和 16 年4月1日	66,300 円×改定率	67,500 円
昭和16 年4月2日 ～昭和 17 年4月1日	99,500 円×改定率	101,300 円

昭和17 年4月2日 ～昭和 18 年4月1日	132,600 円×改定率	135,000 円
昭和 18 年4月2日～	165,800 円×改定率	168,800 円

【その他】

		令和5年度価額
障害厚生年金 の最低保障額	新規裁定者	795,000 円 × 3/4 ≒ 596,300 円
	既裁定者	792,600 円 × 3/4 ≒ 594,500 円
障害手当金の 最低保障額	新規裁定者	1,192,600 円
	既裁定者	1,189,000 円
中高齢寡婦加算額		795,000 円 × 3/4 ≒ 596,300 円

5. 支給停止調整額

該当箇所 【テ】 P876 他 【ゼ】 Vol.5 P89 他

改正内容

支給停止調整額の改定は、支給停止調整額に名目賃金変動率(物価変動率×実質賃金変動率)を乗じることにより行われ、名目賃金変動率を乗じて得た額に 5,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5,000 円以上 10,000 円未満の端数が生じたときは、これを 10,000 円に切り上げます。

令和5年度においては、令和4年度の 47 万円から **48 万円**に改定されています。

以下、白紙。